

「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」委託業務仕様書

1 業務名

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

2 業務の目的

本事業は、こども家庭庁「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業）に基づき実施するもので、不登校やひきこもり等の背景にある様々な環境的・福祉的課題に着目し、学校外における「安心・安全な第3の居場所」を確保するものである。

徳島県教育委員会が実施する「こどもステーションとくしま」の一環として、NPO法人等の民間団体と連携し、不登校やひきこもりがちな児童生徒に対し、「こころの居場所・学びの場」を提供し、多様な活動と包括的な支援を通じて、悩みや不安の解消、自己肯定感の向上を図り、社会的自立につながるよう支援する。

3 対象者

県内の公立小学校・中学校・高等学校に通う不登校及び不登校傾向の児童生徒

4 委託業務期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

5 事業実施場所

徳島駅周辺の民間施設等

【留意事項】

- ・実施場所については、児童生徒の利便性や安全性が確保され、かつ本事業の目的に適した場所を応募者が自ら選定し、企画提案書において提示すること。
- ・別紙に掲げる施設は、あくまで駅周辺で利用可能な施設の例示であり、これらの施設の中から必ずしも選択しなければならないものではない。

6 実施主体

受託者(NPO法人等の民間団体)

本事業は、こどもの居場所の継続的かつ安定的な運営を図るため、最大4団体に業務委託を行うものとする。各受託者は相互に連携し、全体の開設スケジュール（週2日）を維持するよう努めるものとする。

7 委託業務の内容

(1) 居場所の提供と活動の実施(児童生徒への直接支援)

居場所の提供を通じて、児童生徒の個別ニーズに応じた学習活動や体験活動等を企画・実施し、自己肯定感の向上及び社会的自立につながるよう支援する。

【活動内容の例】

体験活動、交流活動、工作、学習活動、個別指導、自主学习支援(学校課題、検定対策等)、プログラミング、ボードゲーム等の室内ゲーム、軽スポーツ、周辺散策、創作活動、協働作業等、多様な興味関心に対応できるもの。

【留意事項】

- ・受託者1団体当たり、月2回程度の運営を基本とする。ただし、実際の受託団体数が4団体に満たない(1～3団体となった)場合は、全体の開設スケジュール(週2日)を維持するため、県教育委員会と協議の上、担当回数を調整(増加)する場合があります。
- ・居場所の開設は、原則として水曜日及び木曜日とする。ただし、受託者の実施可能曜日を確認した上で決定する(状況に応じて、変更・調整する場合があります)。
 - ※火曜日は、県教育委員会いじめ・不登校対策課が「こどもステーションとくしま」を開設するため、対象外とする。
- ・1回あたりの開催時間は、2時間以上とすること。
- ・各受託者の担当日については、県教育委員会いじめ・不登校対策課と受託候補者間の協議に基づき、年間又は月ごとのシフト表により決定する。
- ・活動に当たっては、児童生徒が安心して参加できる環境を確保し、強制のない自由な雰囲気の中で行うこと。
- ・活動を通じて、児童生徒の悩みや不安の解消、自己肯定感の向上に資するよう、個々の状況に応じた丁寧な関わりを行うこと。
- ・本事業は教育活動を主たる目的とするものではないため、学習支援のみに偏ることなく、多様な体験活動や交流活動等をバランスよく実施すること。
- ・利用者からの本事業への参加申し込みは、県教育委員会が取りまとめ、一括して受け付けるものとする。ただし、受託者が自らのネットワーク等を通じて独自に参加申し込みを受け付けることも可能とする。この場合、受託者は県教育委員会が指定する申し込みフォームへ参加者情報(1名ずつ)を入力すること。
- ・県教育委員会は、受付後に参加が適当と認められた児童生徒の氏名、学年、在籍校、緊急連絡先等の必要な情報を、受託者へ速やかに共有する。
- ・受託者は、県教育委員会から提供された参加者情報を「別記1 個人情報取扱特記事項」に基づき厳重に管理し、本事業の目的以外に使用してはならない。
- ・各開所日において、事前の参加申し込みがない場合についても、当日は予定どおり居場所を開放し、スタッフを配置していつでも利用者を受け入れられる体制を維持するものとする。

(2) 保護者交流会等の開催(保護者への支援)

不登校児童生徒の保護者を対象に、情報交換や心理的なサポートを目的とした交流会等を開催し、家庭支援を強化する。

【開催回数と内容】

- ・少なくとも委託業務期間内に1回以上、参集により開催すること。
- ・当事者である保護者のみの交流の場を設けること。
- ・支援者や有識者等を招聘したワークショップ等を組み合わせる等、不登校児童生徒

の保護者支援に資する具体的な内容とすること。

【留意事項】

保護者が気軽に悩みや経験を共有し、孤立感の解消につながるようプライバシー保護に十分配慮した上で、寄り添い型の支援を実施すること。

(3)居場所の認知度向上及び情報提供

受託者は、本事業の円滑な運営及び利用促進を図るため、自ら開設する居場所の案内（開所日、プログラム内容、アクセス等）について、ホームページ、SNS、チラシ等により、児童生徒及び保護者等に対して情報提供を行うものとする。なお、受託者が独自チラシ等を任意で作成し、これを学校へ配布しようとするときは、県教育委員会へ相談することとする。

(4)事業説明会への出席

受託候補者は、県教育委員会が開催する事業説明会（オンライン）に出席し、事業の趣旨及び運営上の留意事項等について確認を行うものとする。

開催日時：令和8年6月10日（水）

開催方法：オンライン会議システム

(5)その他留意事項

当該業務の実施にあたって、参加者からの費用は原則徴収しないこと。

8 成果物及び報告

受託者は、本業務の実施にあたり、以下の成果物及び報告書等を作成し、徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課に提出すること。

(1)事業完了後に提出するもの **【提出期限：令和9年3月5日（金）】 必着**

ア 事業実施報告書

【報告書の作成要件】

(ア)規格及び容量

A4版で作成し、電子メール等で提出する際のデータ容量は1ファイル10MB以内（それを超える場合は10MB毎に分割すること）とすること。

(イ)表紙の記載事項

表紙には、令和8年度（令和7年度からの繰越分）「こどもの居場所づくり支援体制強化事業（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業）」で実施した事業であることを明記すること。

【報告書の構成内容】

取りまとめた事業の成果だけでなく、分析・考察を導くための検討の経過等を含め、以下の構成により詳細な記入を行うこと。

(ア)事業要旨（概要をまとめたもの）

(イ)事業目的

(ウ)事業の実施内容（成果に至るプロセスを記入）

※居場所の提供と活動の実施（児童生徒への直接支援）、保護者交流会の実施内容及び実績等を含めること。

(エ)実施結果

(オ)分析・考察（※運営上の工夫及び課題等を含めること）

なお、提出された報告書は、県ホームページに掲載するとともに、本事業が「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を活用しているため、こども家庭庁に提出する。

イ 収支決算書

本業務に係る収入及び支出を明らかにした収支決算書を提出すること。

(2)月ごとに提出するもの【提出期限：実施月の翌月5日（該当日が土日・祝日の場合はその翌営業日）】

ア 参加児童生徒の活動状況報告

児童生徒の活動状況を県教育委員会と在籍校が共有するため、受託者は保護者の同意を得た児童生徒について、実施月の翌月5日（※該当日が土日・祝日の場合はその翌営業日）までに、活動内容やスタッフのコメント等をまとめた「活動報告書」（様式第8号）を用いて作成し、個人情報保護の観点からファイルにパスワードを設定の上、電子メールにて提出すること。パスワードは別メールにて通知すること。なお、提出された報告書は、徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課を通じて、当該児童生徒の在籍校へ提供されるものとする。

【提出先メールアドレス】

i_fu_taisaku@g.tokushima-ec.ed.jp（徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課）

(3)その他

徳島県教育委員会が本業務の遂行上必要と認めるもの。

9 経費等

(1)経費の負担

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担するものとし、徳島県教育委員会は委託料以外の費用を負担しない。

(2)対象となる経費の範囲

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。保護者交流会の開催に係る食糧費等は、過大とならないよう十分留意すること。

委託料の対象となる経費は次のとおりとする。

- ・人件費(スタッフ、講師等)
- ・会場使用料
- ・消耗品費
- ・旅費
- ・通信費
- ・備品購入費
- ・その他事業実施に必要な経費

※備品購入費については、備品として購入しなければ事業の遂行が困難となるもの

で、耐用年数が1年以上の物に限る。ただし、通常事業所に備えている備品（パソコン、タブレット型携帯端末、プリンター、デジタルカメラ、机・椅子等）や、本事業以外の様々な目的・用途に使用可能な物品は対象外とする。

※食事代は対象外とし、お茶代等の軽微なものに限る。

※取組の大部分が設備又は備品の購入等となる経費計上は認めない。

10 その他特記事項

(1) 著作権等

この事業の過程で生じた全ての著作権は、徳島県に帰属し、受託者は、県に対し、この業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作権者人格権を行使しないものとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 県への報告等

受託者は、業務の実施状況等を県の求めに応じて報告しなければならない。県は、受託者による業務の実施が事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

11 委託料

1団体当たり810,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

12 個人情報の取扱い

受託者は、事業実施において知り得た個人情報を適切に管理し、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守すること。

13 情報セキュリティ

受託者は、情報機器を用いて情報を取り扱う場合、徳島県の情報セキュリティ基準に従い適切に管理すること。

14 その他

- ・ 事業内容に変更が生じる場合は事前に協議すること。
- ・ 必要に応じて県が指示する会議（令和8年6月10日の事業説明会を含む）等に出席すること。
- ・ 事業終了後、県の求めに応じて追加資料を提出すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。